

25 - 06 環境関連事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 斎場・火葬場施設
 - (2) 公害規制地域指定
 - (3) 公害防止協定
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 公害苦情処理
 - (2) 畜犬登録
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 環境基本計画
合併後3年程度で新市における計画を策定。
 - (2) 公害防止条例